⑵　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

⑶　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

⑷　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年六月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字小波瀬三六四二の二七、三六四二の三七、三六四二の三八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小波瀬三六四二の三七、三六四二の二七・三六四二の三八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年六月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県美作市北字西阪カゲ一三一、字込山一三五の一、一三五の二、一三六、一三七、一三九の一、字込山岡一三八、字茶ノ木ノ**久**保一四二の一、一四二の三、字茶木**久**保一四三の一から一四三の三まで、字向**迫**四三六の一、四三七の一、字寺坂口四五八の一、四六〇の一、四六〇の二、四六一、四六二、四六三の一、四六三の二、四六四の一、四六四の二、四六四の四、四六五、字城蔭四五九、字ヒジリサコ四六六、四六九、字ヒジリ**迫**四六七の一、四六七の二、字立畑四六八、字桐サコ四七〇の一、四七〇の二、四七二から四八六まで、字水ヒ四七一、字**迫**谷奥五〇一、字桂坂西平五一一の一、字桂**迫**西平五一四の一、五一六の一、五一六の二、五一七、五一八、五一九の一、五一九の二、五二〇から五二三まで、字桂**迫**東平五三七の一から五三七の三まで、五三八の一から五三八の五まで、五四〇、字洞ノ**久**保五三九の一、五三九の三、五三九の四、五四一の一、五四一の五、字才ノ本五四二、五四三、五四四の一から五四四の四まで、五四五の一から五四五の四まで、五四六の一から五四六の三まで、五四七の一から五四七の三まで、五四八の一、五四八の二、字カゲノ**迫**五四九、字カゲ**迫**五五〇、五五一の一、字中瓜サコロ五六五、真神字尾田八九の一から八九の九まで、九七、字行ふし一〇五、一〇七、一〇九、字滝ノ尻り二二一の一、二二一の四から二二一の一六まで、字池ノ奥二二三の一、二二三の二、三八二の一、三八二の二、三八二の七から三八二の九まで、三八二の一二、三八二の一三、字真木山西二二四の一から二二四の一八まで、二六三、字元真木山西二三〇の一、二三〇の二、二三〇の六、二三〇の九から二三〇の一七まで、二三〇の二一から二三〇の三三まで、字真木山東二八八の二から二八八の一二まで、二八八の一四から二八八の一八まで、三一三、字真木山南三一五、三一七の一、三一七の二、三一九の一、三七六の一から三七六の三まで、三七八の一、三八〇の一、三八〇の三から三八〇の六まで、字尾崎南墓ノ**久**保三八〇の二、字才ノ本三一六、真庭市粟谷字清九郎四八〇の一、四八〇の四、四八〇の一六、字屋敷田四八一の一、四八一の七から四八一の九まで、字ヲソコエ四九五の一、四九五の五、四九五の六、字ショウガ谷四九六の一、四九六の五から四九六の七まで、四九六の九から四九六の一一まで、四九六の二〇、四九六の二一、四九六の二三から四九六の二六まで、字マヨイ岨五〇四の一から五〇四の一四まで、五〇四の一六から五〇四の二三まで、五〇四の二七、五〇四の二八、字大畑五〇五の一、五〇五の二、五〇五の一四から五〇五の二三まで、中河内字泉水七五四の二、七五四の四七、七五四の四八、二九二の二、三〇二八の二、三〇二九の二、三〇二九の六から三〇二九の一二まで、字下ズリ二九二三の二、二九二四の一、字ズリ三〇一一の一、字雪房三〇一八の二、上山字クワンスダ一八七五、字大仁後一八七九の一、一八七九の二、字スウメザコ一八八三の一、一八八三の二、字赤砂一八〇六の二、旦土字小カヤ渡九二八の一、字小カヤ奥九二九の二、字奥堂六　九四一、九四二、九四五、字ミサコ九三五の一、九四七の一、字奥一本松六九二の二、六九六の二、字大畑六九四、六九五の一、上河内字中ノ谷二七六九から二七七一まで、二七七二の四、二七七二の八、二七七七、字本谷奥二八三八の一、字山ノ神谷二八五二の一、二八五七、二八五八、字大旦尻二八五九、字大旦二八六〇、二八六七、字ジゲン行二八七〇、字本谷二八七一から二八七三まで、蒜山初和字ナラシ五一の二、五二一、蒜山真加子字用谷二〇四の二、蒜山下和字植杉二二七八の三七、二二七八の五六、二二七八の五七、二二七八の六七

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町黒忠字栗ノ木原四四の九、四四の一〇、字香具石五五の四、字鎌ノ畔三九の二、三九の四、美星町黒木字神代一二三八の一、一二四一の一、一二四一の二、一二四八、一二八六、一三〇七の一、字炭釜一四二一、字馬瀬一五四二、一五六一の一、一五六一の一一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）